

安来市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置及び管理に関する条例骨子（案）

1.目的	この条例は、再生可能エネルギー発電設備の適正な設置、維持管理及び撤去に関して、必要な事項を定めることにより、市民の生命及び財産を保護するとともに自然環境、魅力ある景観及び安全安心な生活環境の保全及び形成と豊かな地域社会の発展に寄与し、再生可能エネルギー発電事業推進との調和を図ることを目的とする。
2.基本理念と市の責務	本市の美しい自然環境、魅力ある景観及び安全安心な生活環境は、市民の長年にわたる努力により、豊かな自然の中で育まれた、誇らしい歴史・文化が脈々と息づき形成されてきたものであることを鑑み、市民の共通のかけがえのない財産として、現在及び将来の市民がその恵みを楽しむことができるよう、その保全及び活用が図られなければならない。 この条例の目的及び基本理念にのっとり、条例が適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講じる。
3.定義	この条例において、定義は下記のとおり。 (1) 発電設備：太陽光発電設備、風力発電設備 (2) 発電事業：発電設備の設置又は増設（設置するために行う樹木の伐採、土地の造成等による地形の変更を含む。）を行う事業又は発電設備を用いて発電を行う事業 (3) 小規模発電事業：太陽光発電設備（50kw未満）風力発電設備（20kw未満） (4) 中規模発電事業：太陽光発電設備（50kw以上）風力発電設備（20kw以上） (5) 大規模発電事業：環境影響評価法（平成9年法律第81号）第2条第2項に規定する第1種事業に該当するもの (6) 事業者：発電設備を設置する者および事業の施工を請け負うすべての者 (7) 事業区域：発電事業を行う一団の土地（発電設備に附属する管理施設等の敷地を含む。）の区域 (8) 土地所有者：土地の所有者、占有者及び管理者 (9) 建築物所有者：建築物の所有者、居住者、占有者及び管理者 (10) 土地所有者等：土地所有者及び建築物所有者

3.定義	この条例において、定義は下記のとおり。 (11) 地域住民等：下記のとおり。 ア 事業区域の土地境界線から水平距離が（ ）内に定める範囲内の区域（近隣区域）の土地又は建物の所有者、占有者又は管理者 （小規模発電事業：１００m 中規模発電事業：３００m 大規模発電事業：１km） イ 近隣区域及び近隣区域を含む自治会に居住する者 ウ その他市長が必要と認める者 (12) 自然環境等 自然環境、生活環境及び景観 (13) 事故等 事故、公害及び災害
4.適用範囲	発電出力10kW以上の発電設備を用いた発電事業。ただし、下記を除く。 (1) 建築基準法に規定する建造物に設置する発電設備を用いる発電事業 (2) 国または公共団体が行う発電事業
5.事業者の責務	① 関係法令及びこの条例を遵守すること。 災害を防止し、歴史文化及び自然環境等に十分配慮すること。 地域住民等との良好な関係の保持に努めること。 ② 発電事業に伴って生じた苦情もしくは紛争、事故や災害が発生したときは、自己の責任において誠意をもって解決すること。再発防止のための措置を講じること。 ③ 発電設備及び事業区域内を常時安全監視かつ良好な状態に維持管理すること。
6.土地所有者の責務	適正な土地等の管理に努め、事業者の発電事業終了後の撤去及び原状回復の状況を確認するよう努めること。
7.地域住民等の責務	この条例の目的及び基本理念にのっとり、市の施策及び条例に定める手続の実施に協力するよう努めること。

8.禁止区域

- ① 災害の防止、財産の保護、歴史文化及び景観の維持及び自然環境等の保全又は地域と共生した発電事業の実施を図るため、以下の区域（以下「禁止区域」）として指定する。
- (1) 砂防法第2条により指定された砂防指定地
 - (2) 地すべり等防止法第3条第1項により指定された地すべり防止区域
 - (3) 急傾斜地の崩落による災害の防止に関する法律第3条第1項により指定された急傾斜地崩落危険区域
 - (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項により指定された土砂災害特別警戒区域
 - (5) 自然公園法第21条第1項の規定により指定された特別保護地区及び自然公園法施行規則に規定する区域
 - (6) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第29条第1項により指定された特別保護地区
 - (7) 森林法第25条及び第25条の2により指定された保安林及び同法第41条の規定により指定された保安施設地区
 - (8) 河川法第6条第1項により指定された河川区域、同法第54条第1項により指定された河川保全区域及び同法第56条第1項により指定された河川予定地
 - (9) 自然環境保全法第14条第1項及び第22条第1項の規定により指定された地域、島根県自然環境保全条例第16条第1項の規定により指定された地域
 - (10) 農地法第4条第6項第1号イ及びロに掲げる農地（営農型太陽光発電を除く）
 - (11) 文化財保護法第27条第1項により指定された重要文化財（建造物に限る。）の敷地、同法第57条第1項により登録された有形文化財（建造物に限る。）の存する区域同法第109条第1項により指定された史跡、名勝または天然記念物の存する区域
 - (12) 島根県文化財保護条例第4条第1項により指定された県指定有形文化財（建造物に限る。）の敷地、同条例第31条第1項により指定された県指定史跡名勝天然記念物の区域
 - (13) 安来市文化財保護条例第4条第1項により指定された市指定文化財（有形文化財は建造物のみ）の敷地及び区域
 - (14) 特に水鳥の生育地として国際的に重要な湿地に関する条約第2条の1の規定により指定された湿地の区域
 - (15) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた区域
- ② 禁止区域が変更されたことにより、事業区域の全部又は一部が禁止区域内にあることとなる前に着手した発電事業には、適用しない。

9.事前協議	① 事業者は、届出を行う前に、市長と協議すること。 ② 市長は協議があったときは必要な助言または指導を行うことができる。
10.説明会の実施	① 事業者は、届出をしようとするときは、地域住民等へ説明会を開催すること。 ② 事業者は、地域住民等からの質問に誠実に回答し、意見の申出があったときは、可能な限り尊重し発電事業への理解を得ることに努めること。 ③ 事業者は、説明会実施後、地域住民等から再度説明の依頼があったときは、十分な話し合いの機会を設けること。 ④ 説明会等を行った場合、結果を市へ報告すること。
11.協定の締結	① 事業者は、地域住民等から要望があったときは、地域住民等と自然環境等の保全に関する協定を締結するよう努めること。 ② 市長は協定の締結において、その内容について事業者及び地域住民等に対し必要な助言をすることができる。 ③ 事業者は、協定を締結したときは、当該協定の写しを市長に提出すること。
12.同意	① 事業者は、下記の者から同意を得ることに努めること。 (1) 事業区域の土地所有者（土地所有者が事業者のとき以外） (2) 事業区域に隣接する土地所有者等 (3) その他市長が必要と認める者
13.届出	① 事業者は設置工事に着手する日の30日前までに市長に届け出ること。 ② 事業者は当該届出の内容を変更しようとするときは、変更する日の30日前までに市長に届け出ること。

14.標識の設置	事業者は、届出が完了した日から30日以内に、道路等から見えやすい場所に標識を設置すること。
15.工事着手の届出	事業者は、設置工事に着手するときはあらかじめ市に届け出ること。
16.工事完了届等の届出	事業者は、設置工事を完了・中止したときは市に届け出ること。
17.維持管理	① 事業者は、災害の防止、良好な景観及び自然環境等の保全に支障が生じないように、発電設備や事業区域を安全かつ良好な状態に維持管理すること。 ② 事業者は、事故または災害で発電設備の損壊が発生し、周辺地域に損害を与えたとき等は直ちに状況を確認すること。あわせて、速やかに市へ報告し、地域住民等に説明すること。 ③ ②が発生したときは直ちに必要な措置及び安全対策を行うこと。あわせて、結果を市へ報告し、地域住民等へ説明すること。
18.地位の承継	事業者は、譲渡・合併・分割によって地位を承継したものは、市長へ届け出ること。
19.事業の廃止	① 事業者は、発電事業を廃止したときは、市長へ届け出ること。 ② 廃止したときは、速やかに発電設備を撤去しなければならない。 ③ 廃止したときは、発電設備を撤去したときは、事業区域を事業着工前の状態に復旧することを原則とし廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づいて適切に処理すること。発電設備の撤去が完了したときは、市長へ届け出ること。
20.報告の徴収	市長は、事業者が発電事業に関する報告または資料提出を求めることができる。
21.立入調査	① 事業所や事業区域に立ち入り、発電事業に関することについて調査し、発電事業の関係者に質問することができる。 ② 立入調査をする職員は身分証明書を携帯し、発電事業の関係者から請求があったときは提示すること。 ③ 立入調査は犯罪捜査のために認められたものと解釈してはいけない。

22.指導、助言及び勧告	市長は事業区域及びその周辺地域の災害防止又は良好な自然環境等の保全のため必要があると認められたときは、事業者に対して、必要な助言又は指導をし勧告することができる。
23.公表	① 事業者が勧告に従わないときは、事業者の氏名及び住所・勧告内容を公表する。 ② 市長は、公表しようとするときは、事業者へその理由を通知し、弁明の機会を与えなければならない。
24.委任	この条例の施行に関して必要な事項は規則で定める。
附1 施行期日	令和8年4月1日（予定）
附2 経過措置	① この条例は、施行日以降に着手する発電事業に適用する。 ② ①に関わらず、下記の内容はこの条例の適用範囲に該当する既存設備の発電事業に適用する。 (1)維持管理に関する報告 (2)地位の承継 (3)事業の廃止 (4)報告の徴収 (5)立入調査 (6)助言、指導及び勧告 (7)公表 ③ 既存設備の増設又は更新により、この条例の適用範囲に該当することとなるときは、①に関わらず、この条例の規定を適用する。 ④ 届出及びこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行日前においても、行うことができる。